

令和7年度 国民健康保険のしおり

令和7年度の国民健康保険料率は次のとおりです。（府内統一保険料率）

国民健康保険料は、医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料、介護分保険料で構成され、それぞれ、全世帯にご負担いただく「平等割」（介護分保険料を除く）、国民健康保険の被保険者の人数に応じてご負担いただく「均等割」、前年中の所得に応じてご負担いただく「所得割」の合計で計算します。

- ・被保険者の中に 40～64 歳の方がいる世帯……①+②+③の合計額
- ・被保険者の中に 40～64 歳の方がいない世帯……①+②の合計額

①医療分保険料…全ての世帯にかかります。

平等割	均等割	所得割	
1世帯当たり 33,574円	被保険者数 ×34,424円	算定基礎 所得金額 ※ × 9.30%	= 年間保険料 最高限度額 65万円

②後期高齢者支援金分保険料…全ての世帯にかかります。

平等割	均等割	所得割	
1世帯当たり 10,761円	被保険者数 ×11,034円	算定基礎 所得金額 ※ × 3.02%	= 年間保険料 最高限度額 24万円

③介護分保険料…被保険者の中に40歳から64歳の方（介護保険第2号被保険者）がいる世帯にのみかかります。

介護分保険料は 平等割がかかりません。	均等割	所得割	
	介護保険第2号被保険者数 ×18,784円	算定基礎 所得金額 ※ × 2.56%	= 年間保険料 最高限度額 17万円

※算定基礎所得金額は、前年中総所得金額等－43万円となります。

（上記の43万円は、合計所得金額が2,400万円以下の場合に限ります。）

世帯の所得割は、被保険者（介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者）ごとに計算した所得割の合計額となります。

【後期高齢者医療制度についての経過措置】

国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その世帯の国民健康保険の被保険者が1人となった場合は、医療分保険料と後期高齢者支援金分保険料の平等割が5年間1/2減額となり、その後、3年間1/4減額となります。

＜保険料の納付時期＞

年間保険料を決定月から翌年3月（年度末）までの納期で割り振ってお支払いいただきます。

- 月の初日～20日の間に国民健康保険の資格取得の手続きをされた場合…当月または翌月からお支払いが始まります。
- 21日～月の末日の間に国民健康保険の資格取得の手続きをされた場合…翌月からお支払いが始まります。（当月からでも可）

（例）6月15日に国民健康保険の資格取得の手続きをされた世帯で、翌月から保険料のお支払いが始まった場合
年間保険料が180,000円であったとすると、7月以降毎月2万円ずつお支払いいただきます。

	180,000円（18,000円×10か月）					
	6月	7月	8月	9月	3月	
各月相当分保険料	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	18,000円	
期別保険料額		20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	
	180,000円（20,000円×9回）					

※令和7年1月1日時点で他の市町村に住んでおられた方など、前年中の所得が保険料決定までに把握できていない場合は、平等割と均等割のみで計算します。前年中の所得が把握でき次第、所得割を含めた年間保険料を再計算し、変更決定通知書によりお知らせします。

【国民健康保険の世帯主】（国民健康保険法第9条、第76条）

国民健康保険では世帯主（国民健康保険の被保険者でない世帯主（擬制世帯主）を含む）の方に、世帯を代表して異動の届出など各種届出・申請や保険料のお支払いを行っていただきます。

保険証は世帯主の方に交付し、保険料の決定通知書や納付書も世帯主の方にお送りします。

保険料のお支払い方法

金融機関等でのお支払い（普通徴収）

- ・保険料のお支払いは、口座振替を基本としています。
- ・口座振替は、パソコン・スマートフォンなどからインターネットを利用して、お申し込みができます。（「大阪市国民健康保険料 Web 口座振替」で検索）
- ・区役所では、キャッシュカードをお持ちいただければ、その場でお手続きが完了します。
- ・納付書でお支払いいただく場合は、期限内にお近くの金融機関またはコンビニエンスストア等をご利用ください。取扱い金融機関など詳しくは、お住まいの区の区役所保険年金業務担当までお問い合わせください。
- ・保険料の納期限は毎月末日です。（末日が金融機関の休業日のときは、翌営業日となります。）



年金からのお支払い（特別徴収）

- ・被保険者全員が 65 歳から 74 歳である世帯の保険料については、世帯主（国民健康保険の被保険者でない世帯主を除く）の年金から保険料をお支払いいただきます。対象となる方へは、事前に「特別徴収開始通知書」でお知らせします。ただし、世帯主が年度途中で 75 歳となる場合は、特別徴収の対象外となります。
- ※特別徴収の対象となった方は、申出により、口座振替によるお支払いを選択することができます。

保険料の軽減・減免

ご注意

- ・減免を受けるためには、減免を受けようとする月の納期限までに申請が必要であり、特別な事由のない限り、申請があった月以降の保険料が減免の対象となります。
- ・保険料の軽減・減免を受けるためには、世帯全員の所得が判明していることが必要です。
（未申告の方は、必ず所得の申告を行ってください。）

● 7 割・5 割・2 割軽減（申請不要）

世帯全員の前年中の所得が一定基準以下の場合は、保険料の平等割および均等割を軽減します。

● 未就学のこどもにかかる軽減（申請不要）

未就学のこどもについては、保険料の均等割を 5 割軽減します。

● 産前産後期間にかかる軽減（要届出）

出産される予定の方または出産された方については、出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 か月間にかかる均等割及び所得割保険料を減額します。

● 非自発的失業者にかかる軽減（要届出）

令和 6 年 3 月 31 日以降に倒産・解雇などの理由により離職された方は、給与所得を 100 分の 30 にして保険料を計算します。

● 減免（要申請）

災害で被害を受けたときや、退職や廃業、休業、または営業不振等で現在の所得が大幅に（3 割以上）減少するとき、刑務所等に収容されたときや、被用者保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の被保険者になった被扶養者の方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

こんなときは 14 日以内に届出を

次のようなとき、世帯主の方は 14 日以内に国民健康保険の届出をしてください。また、届出の際は世帯主及び対象となる方のマイナンバーの記入や提示と、届出人の本人確認が必要となります。

- **はいるとき**：勤務先の健康保険をやめたとき（被扶養者でなくなったとき）、子どもが生まれたときなど
※届出が遅れた場合は、最長 2 年間分の保険料をお支払いいただきます。
- **やめるとき**：勤務先の健康保険に入ったとき（被扶養者になったとき）など
- **その他**：住所や氏名が変わったとき、世帯主や世帯構成が変わったときなど

賦課決定の期間制限について

その年度の最初の納期（これ以降に本市の国民健康保険の被保険者となった場合は資格取得日）の翌日から起算して 2 年を経過した日以降は、原則、当該年度の保険料の賦課決定ができません。

本市の国民健康保険をやめるときの届出や、所得申告書の提出が遅れた場合なども、上記の期間制限に該当すると、お支払いいただいた保険料を還付できなくなりますので注意してください。

国民健康保険についてのお問い合わせは、お住まいの区の区役所保険年金業務担当へ

（令和 7 年 4 月 大阪市・区役所）